

## 神戸ネクストファーマー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農家の高齢化に歯止めをかけ、耕作放棄地の発生防止のため、農業生産の主力となる農業者に加え、小規模な農地で新たに農業に取り組む者を多様な担い手を神戸ネクストファーマーとして育成することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要綱で用いる神戸ネクストファーマーの定義は、農産物の生産意欲及び一定水準の農業技術を有して農業経営を目指す者を神戸ネクストファーマー資格者として市が登録し、100 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満の農地法上の下限面積未満の市街化調整区域内の農地の利用権設定を受けた者を神戸ネクストファーマーとする。

(登録基準)

第3条 神戸ネクストファーマー資格者の登録は、下記の要件を満たすものとする。

(1) 技術水準

以下のアかつイを満たし、農業に関する知識と技術を有すると認められるもの。

ア 別に市が定める認定研修機関の100時間程度の農業研修を修了した者。

イ 市もしくは市が指定する事業者が実施する安全講習を修了した者。

(2) 農産物生産目標

3年以内に十分な生産量を確保できる者。

(3) 借受希望農地の貸借

借受農地の確保のめどが立っている者。

(4) 環境調和要件

地域での話し合い活動の参加や、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、鳥獣害対策への協力等を行う者。

(登録)

第4条 登録申請者は、下記の(1)から(3)の書類を市長あて申請するものとする。

(1) 神戸ネクストファーマー資格者名簿への登録申請書(様式1)

(2) 営農計画書(様式1-1)

(3) 認定研修機関修了証書

2 提出された書類等に基づき下記の審査基準により計画内容の実現性等を個別面談の上、審査し、神戸ネクストファーマー資格者名簿への登録の可否を決定するものとする。

(1) 営農希望地で作付できる作物が選定されているか。

(2) 営農計画書に沿って作物を栽培できる技術があるか。

- (3) 営農希望地までの距離・通作方法・時間に無理はないか。
  - (4) 営農面積を耕作できる農業労働力が確保できているか。
  - (5) 申請者の就業状況、年齢等を考慮し、営農希望時期に耕作することが可能であるか。
  - (6) 農産物生産目標が妥当であり、かつ実現性があるか。
  - (7) 農産物生産にあたり、安全性に関する十分な知識があるか。
  - (8) これまでの農業経験（研修等）が、登録希望者の要件を満たしているか。
  - (9) 営農面積、作付作物等に見合う農業機械を所有、または共同利用等により利用予定があるか。
  - (10) 農産物の販路の見込み、または見込みがなくても実現性のある計画がたてられているか。
  - (11) 営農計画書の内容が実施できる健康状態であるか。
  - (12) 農村地域のルール（共同作業など）への理解、協力等の意欲はあるか。
- 3 市長は、審査の結果、名簿登録を決定した者を登録し、神戸ネクストファーマー名簿登録通知書（様式第2号）申請者に通知する。名簿登録をしないときは、神戸ネクストファーマー名簿非登録通知書（様式第3号）により申請者に通知する。なお、審査の経過については非公開とし、問合せその他一切の照会には応じない。

（登録取消）

第5条 市は、神戸ネクストファーマー資格者名簿登録者が以下に該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載があると認められたとき。
- (2) 登録者からの申し出があったとき。
- (3) 認定新規就農者または認定農業者として認定を受けた場合、ならびに新たに利用権が設定され神戸市農業委員会の農地基本台帳に登載されたとき。
- (4) 登録後に神戸ネクストファーマーが農地を適切に管理しておらず、改善の見込みがないと市長が判断したとき。
- (5) 市長への届出がなく死亡や住所変更等により、必要な連絡等ができないと判断されたとき。
- (6) 営農状況等を把握するための面談を実施できない、または面談を拒否したとき。
- (7) その他、市長が本制度を運用する上で支障があると判断したとき。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は登録をした日から起算して3年とする。なお、農地を適切に管理していれば1年間期間を延長し、以後同様とする。

(支援措置)

第7条 市長は、神戸ネクストファーマーが営農計画の目標が達成できるように、必要に応じて関係機関と連携して栽培技術の指導などの支援を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

本要綱は、令和3年8月26日から施行するものとする。

様式 1

神戸ネクストファーマー資格者名簿への登録申請書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

(申請者)

〒

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

メールアドレス

生年月日 年 月 日生 (満 歳)

神戸ネクストファーマー制度実施要綱第4条第1項に基づき、下記の注意事項等を了承の上、次の書類を添えて神戸ネクストファーマー資格者名簿(以下「名簿」という。)への登録を申請します。

記

<注意事項等>

- ・登録された際は、営農計画書(様式1-1)に記載のとおり、営農希望地の借り受けを希望し、貸借の手続きを進めます。
- ・登録が、農地の借り受けを確約するものではないことを了承します。
- ・神戸ネクストファーマー制度の趣旨を理解し、農地を借り受けた際には営農計画書に記載した目標の達成に努めます。

<添付書類>

- (1) 営農計画書(様式1-1)
- (2) 登録希望者の要件を証明する書類(研修機関等が発行する研修等の修了証明書の写し。

## 営 農 計 画 書

住 所 :

氏 名 :

生年月日 :

電話番号 :

1. 農業開始時（または規模拡大時）における農業従事の態様に関する目標

(1) 将来の農業従事の構想

.....

.....

.....

.....

(2) 農業開始時における目標

営農部門	<input type="checkbox"/> 水 稲 <input type="checkbox"/> 野 菜 <input type="checkbox"/> 畜 産 <input type="checkbox"/> 複合 (      +      )			
農業開始予定地	神戸市      区              町	通作距離: 自宅から      km		
農業開始時期	令和      年      月      日			
農業開始形態	10 a 未満			
規模	a			
作目				
農業労働力	氏      名	続柄	年齢	年間農業従事日数
		本人		日
				日
				日

2. 研修等の受講状況等

研修施設	学校・研修先の名称	所在地	教育・研修期間
	教育・研修内容：		
その他の農業経験	研修先の名称	所在地	教育・研修期間
	内容：		

3. 農業用施設、機械の保有状況及び導入計画

機械・施設等の種類	規模・規格・構造等	導入時期
		令和 年 月
		令和 年 月
		令和 年 月
		令和 年 月
		令和 年 月

4. 農地の保有状況

農地の保有の有 無	土地の所在	面積 (㎡)	取得時期	取得理由
あり・なし			令和 年 月	
			令和 年 月	
			令和 年 月	

※「あり」の場合は土地の所在、面積、取得時期、取得理由を記入すること。

(様式第2号)

神経農計第 号  
令和 年 月 日

【登録者住所】

【登録者氏名】様

神戸市長

神戸ネクストファーマー資格者名簿への登録について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった標記について、神戸ネクストファーマー制度実施要領第4条第2項に基づき審査したところ、申請書等の内容が適当であると認めたのでお知らせします。

登録番号：

登録日：

(※ 登録番号は、登録年度および登録年度における通し番号を記載する。)

(様式第3号)

神経農計第 号  
令和 年 月 日

【申請者住所】

【申請者氏名】様

神戸市長

神戸ネクストファーマー資格者名簿への不登録について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった標記について、神戸ネクストファーマー制度実施要領第4条第2項に基づき審査したところ、申請書等の内容が下記の意見の通り適当ではないと判断されるため、不登録といたしましたのでお知らせします。

【意見】

（※意見を付記）